

伊豆地域鳥獣害対策連絡会規約

(目的)

第1条 この伊豆地域鳥獣害対策連絡会は、賀茂管内における野生鳥獣の被害に対し、その対策に必要な方法等について関係機関の相互理解を得ながら調査、検討及び活動をもって、健全な農林業の振興を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この連絡会は、伊豆地域鳥獣害対策連絡会(以下、連絡会と呼ぶ)と称する。

(事業)

第3条 連絡会は目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 野生鳥獣の合理的駆除、その他の防除法及び農作物等の保護に関すること。
- (2) 野生鳥獣の生態調査に関すること。
- (3) 野生鳥獣による農作物等の被害状況調査に関すること。
- (4) 農作物等の被害防止に必要な諸施策の立案。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他連絡会の目的を達成するために必要な業務。

(会員の構成)

第4条 連絡会は次に掲げる者をもって会員とし構成する。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 伊豆太陽農業協同組合 | 3名...(組合長、営農経済部長、営農課長) |
| (2) 市町 | 6名...(各担当課長及び参事) |
| (3) 賀茂地区農業委員会協議会 | 1名...(会長) |
| (4) 伊豆森林組合 | 1名...(組合長) |
| (5) 賀茂猟友会 | 2名...(会長、副会長) |
| (6) 鳥獣保護員 | 2名...(下田市) |
| (7) 賀茂農林事務所 | 2名...(農業振興部長、農山村整備部長) |

(役員)

第5条 この連絡会には、次の役員をおく。

- | | |
|-------|----------------------------|
| 会 長 | 1名...伊豆太陽農業協同組合長 |
| 副 会 長 | 1名...賀茂地区農業委員会協議会長 |
| 運営委員 | 7名...市町の担当課長、伊豆太陽農協営農経済部長 |
| 会 計 | 1名...伊豆太陽農協営農課長 |
| 会計監事 | 2名...伊豆森林組合長、賀茂農林事務所農業振興部長 |

- 2 役員は会員の互選とし、総会で選任する。
- 3 役員任期は一年とし、再任は妨げない。

(役員職務)

第6条 会長は会務を総理し、連絡会を代表し事業等を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。
- 3 運営委員は、会の運営に対する全面的支援、事業の推進及び活動を実施する。
- 4 会計は、連絡会の予算に係り、会計事務を執り行う。
- 5 会計監事は、複数名とし厳正を期し、事業報告書、収支計算書、通帳等について監査を行い、監査結果の意見書を添えて総会に提出する。

(会議の開催及び議決)

第 7 条 会議は総会、連絡会及び役員会とする。

2 会議は必要に応じ会長が招集し、連絡会及び役員会の議長は、会長又は会長が指名した者があたる。

3 会議の議決は、構成員の過半数の出席をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総 会)

第 8 条 総会は毎会計年度に開催する。

2 総会の議長は会長があたり、書記、議事録署名人を指名する。

3 総会には書記 1 名を置き、議事を記録する。

4 総会には議事録署名人 2 名を置き、総会の議事と議事録の相違がないことを確認した後、署名、捺印を行う。

5 総会の議決は、会員(代理出席を認める)の過半数の出席をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第 9 条 総会の議決事項は次のとおりとする。

2 規約、規程、役員等の変更に関すること。

3 事業報告並びに収支報告書、事業計画並びに収支予算書、借入金等に関する
こと。

4 その他、会長が総会の議決を必要とする事項。

(事務局)

第 10 条 事務局は伊豆太陽農業協同組合におく。

(運営経費)

第 11 条 連絡会の運営経費は、補助金、交付金、負担金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第 12 条 連絡会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(補 則)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、連絡会に関し、必要な事項は別に定める。

付 則 この規約は平成 8 年 6 月 26 日から施行する。

平成 15 年 2 月 28 日一部改正

平成 17 年 12 月 19 日一部改正

平成 23 年 1 月 26 日一部改正

平成 23 年 6 月 21 日一部改正